

# 重要事項説明書 兼 同意申込書

(訪問看護事業)

指定訪問看護事業・指定介護予防訪問看護事業

社会医療法人 母恋

訪問看護ステーション母恋

当事業所が提供する訪問看護サービスについての相談窓口

電話 0143-22-1140 FAX 0143-22-1661

管理者 鈴木 明子

※ご不明な点は、お気軽におたずね下さい。

様 に対する訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスの提供に  
当たり、厚生省令第37号(平成11年3月31日)第8条に基づいて、当事業所が説明すべき重要  
事項は次の通りです。

## 1 ご利用事業所の概要

|           |                                       |
|-----------|---------------------------------------|
| 事業所の名称    | 社会医療法人 母恋 訪問看護ステーション母恋                |
| 所在地       | 室蘭市新富町1丁目5番13号                        |
| 電話番号・FAX  | TEL : 0143-22-1140 FAX : 0143-22-1661 |
| 通常の事業の実施区 | 室蘭市・登別市                               |

## 2 ご利用事業所の職員体制

| 従業者の職種 | 員数 | 資 格                                               | 勤務体制                                                  |
|--------|----|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 管 理 者  | 1  | 看護師                                               | 常勤                                                    |
| 看護師等   | 13 | 看護師 8名(1名管理者兼務)<br>理学療法士 3名<br>言語聴覚士 1名<br>事務員 1名 | 看護師(常勤8名)<br>理学療法士(常勤)3名<br>言語聴覚士(非常勤)1名<br>事務員(常勤)1名 |

※理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものです。

## 3 営業日および営業時間

|      |                                               |
|------|-----------------------------------------------|
| 営業日  | 月曜日 ～ 金曜日                                     |
| 休 日  | 土曜・日曜・祝日、特別休日(12/30～1/3)                      |
| 営業時間 | 月曜日 ～ 金曜日 (8:30～17:00)<br>( 24 時 間 )<br>対応体制) |

## 4 事業の目的

要支援・要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、  
その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、  
心身の機能の維持回復を目指すことを目的とします。

## 5 運営の方針

- 1) 訪問看護ステーションの看護師等は、利用者の心身の状況等をふまえて日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質を重視した在宅療養が継続できるように支援します。
- 2) 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業所、包括支援センター、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

## 6 サービスの概要（指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容）

- 1) 健康状態の観察と相談
- 2) 日常生活の援助と介護指導
- 3) 床ずれの予防や傷の処置
- 4) ターミナルケア
- 5) 医師の指示による医療処置
- 6) リハビリテーション
- 7) ご家族への介護方法や療養上の相談
- 8) 福祉サービスの利用についての相談

## 7 緊急時における対応方法

- 1) 利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。
- 2) 利用者の不安を少しでも軽減するため、24時間対応体制をとっています。

## 8 虐待の防止

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

|             |           |
|-------------|-----------|
| 虐待防止に関する責任者 | 管理者・鈴木 明子 |
|-------------|-----------|

- 2) 成年後見制度の利用を支援します。
- 3) 苦情解決体制を整備しています。
- 4) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- 5) 虐待の防止のための指針を作成し、対策を検討する委員会を設立しています。
- 6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報します。

## 9 ハラスメント対策について

- 1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- 2) 利用者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

## 10 秘密の保持

- 1) 当事業所が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護において、業務上知り得た利用者の情報は堅く秘密を保持します。職員が退職後も在職中に知り得た秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- 2) 事業者が実施するサービス担当者会議等において、個人情報を用いる場合は、利用者及び家族から予め同意を得たうえで行います。
- 3) 個人情報保護に関しては、当事業所の基本方針に基づき実施します。

## 11 利用料

- 1) 利用者が、介護保険法の適用を受ける場合は、原則として利用料の1割(一定以上の所得のある方は2割)の額として請求させていただきます。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用した場合、超えた額の全額をご負担いただきます。また、厚生大臣が定める疾病や急性増悪時は医療保険適用による訪問看護料の請求となります。
- 2) 利用者が、医療保険法の適用を受ける場合は、医療保険各法に基づく本人負担分と交通費等を請求させていただきます。
- 3) 医療保険、介護保険以外での訪問看護利用料は自費の請求となります。
- 4) 利用料金(介護保険・医療保険)別表をご参照ください。

## 12 訪問看護医療DX情報活用加算について

2024年診療報酬改定に伴い、当ステーションは看護師等がオンライン資格確認によりご利用様の診療情報や薬剤情報等を取得したうえで訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。これにより訪問看護医療DX情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

- 1) 厚生局労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令に規定する訪問看護療養費のオンライン請求を行っていること
- 2) マイナンバーを用いたオンライン資格確認を行う体制を整えていること
- 3) 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること
- 4) 3の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること

## 13 利用者の解約権

利用者は、当事業所が行う指定訪問看護サービス及び指定介護予防訪問看護サービスについては、いつでも解約することができます。

## 14 事業所の解除権

事業者は、利用者の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。この場合、事業所は居宅サービス計画(ケアプラン)を作成した介護支援事業所にその旨を連絡します。

## 15 サービスに関する苦情処理

当事業所が行う指定訪問看護サービス及び指定介護予防訪問看護サービスにおいて苦情が発生した場合には、管理者・苦情相談窓口へ速やかに連絡し必要な措置を講じる。苦情の内容に応じて利用者に対する事実の確認、連絡調整、改善を行なうとともに、必要により訪問看護担当者、事業所の変更等の対応を行います。

相談、要望、苦情、の対応は下記で承ります。

- 1) 担当者 鈴木 明子 (管理者)
- 2) 連絡先 電話 0143-22-1140  
FAX 0143-22-1661

## 16 事故発生時の対応

当事業所が行う指定訪問看護サービス及び指定介護予防訪問看護サービスにおいて事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、主治医等に速やかに連絡し、必要な措置を講じる。当事業所の責めに帰すべき理由により、利用者またはその家族に損害が発生した場合は、速やかに損害を賠償します。

## 17 看護体制強化加算

算定日の属する月の前六月において利用者総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が百分の五十以上、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が百分の二十以上、算定日の属する前十二月においてターミナルケア加算を算定した利用者が一名以上、または五名以上算定するにあたり以上の基準にすべて該当した月は算定します。

## 18 第三者による評価の実施状況

|            |         |
|------------|---------|
| 第三者評価の実施   | あり ・ なし |
| 実施した直近の年月日 |         |
| 実施評価機関名称   |         |
| 結果の開示      |         |

## 19 その他

当事業所は、教育の一環として研修・実習生を受入れております。同行訪問することもありますので、ご協力ください。

指定訪問看護サービス及び指定介護予防訪問看護サービス開始に当たり、利用者に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

令和          年          月          日

指定訪問看護事業・指定介護予防訪問看護事業者

所在地    室蘭市新富町1丁目5番13号

名    称    社会医療法人 母恋

訪問看護ステーション母恋

説明者    氏名

1. 事業者の提供する訪問看護を受けるにあたって、事業者が実施するサービス担当者会議等において、必要な範囲内での利用者及び家族の個人情報を用いることに同意します。

2. 当ステーションは、看護体制強化しております。算定基準に適合する月は看護体制強化加算を算定することに同意します。

私は、本書面により、事業者から指定訪問看護サービス及び指定介護予防訪問看護サービスについての重要事項の説明を受け、同意の上利用を申し込みます。

利 用 者    住 所

氏 名

同 意 者    氏 名

続柄(                      )